

法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面(公共機関用)

(別紙3)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	仮 設	仮設工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	土 工	土工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	基 礎	基礎工事		手作業
		有	無	手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事		手作業
有		無	手作業・機械作業の併用	
本体付属品	本体付属品の工事		手作業	
	有	無	手作業・機械作業の併用	
その他 ( )	その他の工事		手作業	
	有	無	手作業・機械作業の併用	

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費)

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ 円(税抜き)  
受注者の見積金額を記入する

- (注)・解体工事の場合のみ記載する。  
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。  
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート魂	工業(株)	市 町 × × × 番地
アスファルト・コンクリート魂	産業(株)	市 町 × × × 番地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費等)

\_\_\_\_\_, \_\_\_\_\_ 円(税抜き)  
受注者の見積金額を記入する

(注)・運搬費を含む